

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

届出日は提出日になっているか？

伊佐市長 殿

【森林所有者】 〒 *** - **** 住所 伊佐市大口●●番地 氏名 大口 花子 電話 0995 - ** - ****	【届出者】 〒 *** - **** 住所 伊佐市菱刈●●番地 氏名 菱刈 太郎 電話 0995 - ** - ****
住所・氏名・電話番号が 正確に記載されている	【伐採事業者】 〒 *** - **** 住所 ■■県▲▲市●●番地 氏名 株式会社 ▲■林業 電話 0995 - ** - ****

押印は省略可。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
なお、遵守事項を確認し、伐採することを誓約します。

1 森林の所在場所

伊佐市 大字 大口■■■ 字 ●●● 地番 ▲▲- ▲

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③届出に係る区域を示す位置図を添付する。
位置図には、搬出経路等のマーキングをする。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添①「伐採計画書」及び別添②「造林計画書」のとおり

別添資料①、②が添付されているか？

3 備考

注意事項

注意事項は必ずご確認ください。

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採計画書及び造林計画書をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 届出者が森林所有者等でない場合にあっては、森林所有者と届出者、伐採事業者が連名で提出すること。
- 届出に係る森林において、過去に森林整備事業（造林補助事業等）が実施されていた場合、その事業完了日から所定年数が皆伐や転用等が制限されている場合があるので、該当する場合は、地域振興局もしくは事業を実施した者（森林組合等）に確認すること。
- 所有権以外の権利に関する事項については、森林所有者及び伐採事業者双方の責任において協議を行い、伐採事業者はその施業にあたっては十分に留意すること。

(別添①)

伐採計画書

小数第2位まで記載。第3位を四捨五入。

伐採事業者が下請けに出す場合に記入

1 伐採の計画

伐採面積	0.56 ha (うち人工林 ▲▲ ha.天然林 ■■ ha)
伐採方法	(主伐) (皆伐)・択伐)・間伐 伐採率 100 %
作業委託先	有限会社▲●林業
伐採樹種	すぎ
伐採年齢	▲▲年
伐採の期間	令和●年●月●日～令和●年●月●日
集材方法	集材路・架線・その他 (
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 1.5 m ・ 延長 100 m

①始期は届出年月日以降の30日～90日となっているか？
 ②伐採の期間が1年を超える場合は、年度別に伐採の計画が記載されているか？

2 備考

備考欄

注意事項

- 伐採率欄には立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。
- 伐採作業に入る場合は、伐採現場付近に伐採期間を記載した看板（標識：参考様式2）を設置すること。

遵守事項

遵守事項は必ずご確認ください。

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- 地元自治会長及び隣接者への伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう十分考慮して行います。
- 伐採・搬出に公道（市道、農道、林道）、作業道・用排水路を反復して利用する場合は、申請書又は届出書を提出し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- 伐採に起因する事案が生じた場合には、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。
- 伐採に係る森林の状況報告書については、伐採後30日以内に提出します。

遵守事項を理解したうえで、全ての項目にチェックがされているか？

遵守事項を確認しました。
 (確認後□にチェックしてください。)

(別添②)

造林計画書

造林については
 森林所有者
 届出者
 伐採事業者 が行います。
(□にチェックしてください)

該当する項目にチェックがされているか？

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	●●	
人工造林による面積 (A+B)	▲▲	
植栽による面積 (A)	■■	
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C+D)		ha
ぼう芽更新による面積 (C)		ha
天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

①伐採方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？
②伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha			
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日					
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和10年4月1日 ～ 令和12年3月31日					

人工造林の場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内になっているか？

天然更新の場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内になっているか？

5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画となっているか？

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその

2 備考

①伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途が記載されているか？
(太陽光発電用地など)
②転用面積は1ha以下か？

両面印刷されているか？

【裏面あり】

(裏面)

注意事項は必ずご確認ください。

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

- ① 人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ② 天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ③ 林地転用の場合、その用途に供した日から30日以内に報告書を提出します。

当該報告制度を確認しました。

(確認後口にチェックしてください)

伐採後の造林に係る権限を有する者
(森林所有者等)

**注意事項を理解したうえで、項目に
チェックがされているか？**